

## 規制シート(様式)

(別紙1)

160198500880001

平成27年11月5日

規制の名称	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長 松本 圭
規制目的	職業安定法(昭和22年法律第141号)と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資すること		
規制内容の概要	労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可が必要であること 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	日雇派遣の原則禁止、グループ企業内派遣の8割規制、いわゆるマージンなどの情報公開の義務化、待遇に関する事項等の説明の義務化、違法派遣に対する迅速・的確な対処 等(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第27号。以下「平成24年改正法」という。)による改正)	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	未定	規制の維持、改革又は新設の別	未定
(規制を改革する場合の改革の方向性)	未定 ※平成24年改正法附則第3条第1項及び「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、労働政策審議会において検討を行うこととされている。		
見直し条項	平成24年改正法附則第3条第1項		
次の見直し時期	平成27年度(平成27年3月労働政策審議会労働力需給制度部会において、平成24年改正法の規定に関する議論を開始)		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>